

防災行政無線の放送内容 メールで配信



町では、防災行政無線で放送した内容をい
わてモバイルメールで
配信しています。メー
ルの受信を希望する人
は、左記QRコードま
たは、県ホームページ
から登録してください。
▽留意事項

▼いわてモバイルメー
ルは登録制サービ
スであり、未登録者へ
の情報伝達はできま
せん。



防災行政無線で放送した内容のメール登録↑



火災情報のメール登録はこちら↑

▼システムの処理状況や通信回
線の混雑状況などにより、メ
ールを受信するまでに時間がか
かる場合があります。その
ため、災害時の避難情報など
は、従来と同じく緊急速報
メールで配信します。

▼特定の地区のみの放送につ
いては、メール配信を行
いません。また、個人が特定
されるような情報を含む内
容など、放送内容によって
はメール配信を行わない場
合があります。

▼火災情報は、宮古地区広域
行政組合消防本部で配信し
ていますので、希望する人
は別途、上記QRコードか
ら登録してください。

◆問い合わせ 町総務課危機
管理室（☎82-3111内
線415、429）へ。

台風19号で被災された中小企業者対象 復旧に係る費用を補助

町では、台風19号で被災された中小企業者に「地域なり
わい再生緊急交付金(第2回目)」の補助を行います。台風
19号発災日以降、既に実施した復旧取り組みについても、
支払い証拠書類が確認できれば、補助対象となりますので、
お問い合わせください。

▷対象 台風19号で被災された中小企業者

※他の補助金を受ける場合は対象となりません。

▷補助率 被害額の3/4

※台風災害を事由として支払われた保険金などがある場合
は、その額は対象から外されます。

▷上限・下限額 なし

▷申請に必要な書類 ▶施設設備の被災状況・復旧経費が
確認できる書類▶り災(被災)証明書・確定申告書の写し▶
被災時に町内で事業を行っていたことが分かる書類(登
記事項証明書など)▶復旧しようとする施設、設備を有し
ていたことを証明する書類など

※被災証明書は、動産のみの被害の場合、水産商工課で発
行します。

▷申請期限 3月31日

◆申請先・問い合わせ 町水産商工課商工労働係（☎82-
3111内線219、228）へどうぞ。

◇補助対象となる経費

区分	内容
施設	事業所、倉庫、生産施設および販売施設などの修繕や 建設工事などに要する経費
設備	資産として計上する設備の修理・購入に要する経費
車両	事業のみに使用すると認められる車両の修理・購入に 要する経費
委託料	復旧などに要すると認められた委託料(清掃・産廃費、 撤去費、解体費用、運搬費など)
その他	上記各欄の経費に類するものとし、町長が対象と認め る経費

※車両の購入については、道路旅客運送業・道路貨物運送
業・運転代行業が対象となります。

山田町観光復興ビジョン会議 委員を募集します

町では、山田町観光復興ビジョン会議の委員を募集します。山田町観光復興ビジョン会議では、平成27年度に策定した「山田町観光復興ビジョン」に基づく各種施策の推進に関し、審議などを行います。



広く町民の皆さんの意見などをいただき、各種観光施策の推進を図っていきますので、ご応募をお願いします。

▷募集人数 2人

▷応募要件 次の要件を全て満たす人

- ・町の観光分野に関する施策に理解、関心がある人
- ・町内に住所があり、令和2年3月1日時点で満18歳以上の人
- ・原則として本町のほかの審議会の委員になっていない人
- ・常勤の公務員や議会議員ではない人

▷任期 令和2年3月1日から令和4年2月28日まで

▷応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、お持ち
いただくか郵送、FAXにて提出してください。

※応募用紙は町水産商工課で配布するほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▷応募期限 令和2年2月25日

◆応募先・問い合わせ 町水産商工課観光復興係（〒
028-1392山田町八幡町3番20号☎82-3111内線
224/ファクス82-3201）へどうぞ。